会計	繰越	検算	転記		
前	前	前	有 明 三		

※太枠内に必要事項を記入すること。

第１４号様式（第８条関係）
（その１）

収支報告書（令和7年分）

（　　年　　月　　日開催パーティー分）

※該当箇所に ☑ を入れること。

＊１～４は提出日現在の内容を記入

ふりがな	こくみんみんしゅとうさんぎんひれいくだい21そうしぶ
1 政治団体の名称	国民民主党参議院比例区第21総支部
2 主たる事務所の所在地	前橋市元総社町73-1 第2泉ビル3階 A室
3 代表者の氏名	宮入　盛豪
4 会計責任者の氏名	髙橋　章郎

（受付印）
群馬県
-8.6.30
選挙管理委員会
収受

受付
8.9.24
収支公開室
第　号

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体（資金管理団体を含む）
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

髙橋　章郎

（電話連絡先）

027-224-0551

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有　☑ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類　（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名　宮入　盛豪

公職の種類　参議院議員比例区選挙　（現・候）

（選管使用欄）

番号

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年　月　日 から
年　月　日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

令和7年6月5日 から
令和7年12月31日 まで

2373

001920

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	A=B+C	0
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	B	0
（本　年　の　収　入　額）	C	0
支　出　総　額	D	0
翌年への繰越額	E=A-D	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附		（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政治団体からの寄附		（その７）に内訳を記載
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附		（その９）に内訳を記載
合　計　（ア ＋ イ）	0	

政党(支部を含む)及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

（その１７）

資 産 等 の 状 況

１　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その１８）に記載すること。

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに ☑ を入れること。

- ☐ 1　領収書等の写し
- ☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- ☐ 4　確認書（ 国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 6 月 24 日

政治団体の名称　国民民主党参議院比例区第21総支部

会計責任者の氏名　高橋章郎

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　**政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。**また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和 8 年 6 月 24 日

国民民主党参議院比例区第 21 総支部
代表　宮入　盛豪　殿

登録政治資金監査人　野口貴俊
登　録　番　号　第　5188
研修修了年月日　平成 29 年 1 月 6 日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党参議院比例区第 21 総支部の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、国民民主党参議院比例区第 21 総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

国民民主党参議院比例区第21総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党参議院第21総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上